

川崎市は、2007（平成19）年10月に「川崎市における子どもの相談及び救済について」第3期川崎市子どもの権利委員会に諮問を行い、これに対し2010（平成22）年2月23日に答申がありました。

本書は、「川崎市における子どもの相談及び救済について（答申）」の提言に対して、「川崎市子どもの権利に関する条例」第40条に基づき、川崎市・川崎市教育委員会が講じた措置又は講じようとしている措置について公表するものです。

2010（平成22）年11月

川崎市 市長 阿部 孝夫